

平成 22 年度財団法人きょうと京北ふるさと公社事業計画  
平成 22 年 4 月 1 日 ～ 平成 23 年 3 月 31 日

## I 今年度の事業計画

第 10 期目となる平成 22 年度は、過去 9 年間の取り組みと実績を基に地域の要としての役割を果たしていくため、優良農地の保全による美しい農山村の景観の維持、中高齢者を中心とした働く場の提供、地域活性化に向けた都市・農山村の交流活動の推進など、これらの事業について継続的に取り組みを展開します。

とりわけ、公社の本質的な取り組みでもあり事業の柱でもある農地保有合理化事業については、農地と農業に関する地域課題に関わることにより農業公社としての役割を果たすべく更に積極的な取り組みを行います。

また、平成 22 年度は経営基本方針に基づく新たな 3 年間の中期経営計画の策定の年でもあり、諸施策及び目標を早期に定めその実現と目標の達成に努めるとともに、公社事業についてのホームページに於ける新しい情報の発信、定期的な地域への情報紙の発行等、情報発信機能を強化し事業に活かす取り組みや、京都市への編入合併以降、地域の担い手組織として京北の産業観光に関わる組織より設立された、「京北ふるさと産業・観光活性化推進連絡会(アクティ京北)」の事業に、構成組織として積極的に参加し活動を行います。

なお、平成 20 年 12 月 1 日より施行された新公益法人制度に基づく新法人への移行について、残された期間内で移行を行うための方向性の確定と、移行申請業務について具体的に取り組みを進めます。

## II 実施事業内容

### 1. 公益事業

#### (1) 農地保有合理化事業

- ・ 農地法等改正法により本事業を農地利用集積円滑化事業として取組むため、農地利用集積円滑化団体への移行により、引続き農地の「中間保有・再配分機能」を活かし、農地の借り受け、貸し付け並びに売買等に関わる担い手農家の経営規模拡大や、新規就農者の支援活動に取り組むとともに、地域内の優良農地の保全と景観の維持に努めるため、22 年度も積極的に取り組みます。
- ・ 高齢化が進む中、水稲田の耕作希望の引き合いも多く、これに的確に対応するため農家からの農地情報等の収集に取り組みます。

(2) 農作業受託事業

- ・ 農業者の高齢化に対応するため耕起、代かき、田植え、稲刈り、除草等の作業を農作業部会を中心に取り組みます。
- ・ 農作業受託や転作田の管理受託により、優良農地の維持に努めます。
- ・ 農作業受託部会の部員の高齢化に伴う体制の見直しを進めます。

(3) 都市と農山村交流事業

- ・ 各種イベントを計画し取り組むことにより都市住民を京北地域に呼び込むとともに、他地域でのイベント等へも参加し、京北地域の PR 活動を積極的に進めます。
- ・ 交流事業を積極的に進めることにより、都市住民の京北地域への定住を促進します。

(4) 公共施設管理事業

① 林産物需要拡大センター「ウッディー京北」管理受託事業

- ・ 平成 18 年度より 5 年間京都市の指定管理者として指定を受け、その最終年度に当たる平成 22 年度は、4 月 1 日より新たに京都市初の「道の駅ウッディー京北」として開設されることとなり、文化の香り高い木と清流の里京北の情報発信基地として、歴史・文化・産業・観光の PR 活動の積極的な取り組み並びに、京北地域の野菜、加工食品、木材加工品等を中心とする特産品の需要拡大強化を更に図ります。
- ・ 「道の駅」としての三つの機能(休憩機能・情報発信機能・地域の連携機能)を果たすため、昨年 11 月に組織された「道の駅ウッディー京北運営推進協議会」に於ける検討内容が、運営に活かせるよう努めます。
- ・ 「道の駅」に伴い一層の増加が予想される入館者に対し、地元新鮮野菜を始めとする特産品の需要に応えるため、委託販売者による組織の再編・委託条件の整理を行い、より安定的な販売が可能となるよう取り組みます。
- ・ 平成 19 年度の経営診断以降の経営改善における取り組み評価と、平成 22 年度からの運営について、平成 21 年度に再度実施した経営診断の結果に基づき事業展開を行います。

② 宇津峡公園

平成 18 年度からの京都市の指定管理者制度に基づく、指定管理者としての最終年度となる平成 22 年度は、従来同様都市住民との交流拡大施設として、コテージ、オートキャンプ場、デイキャンプ場等の誘客に努め一層の利用拡大を図るとともに、新しい企画（例えば近隣農家より農地を借用し、コテージを利用した定住農園の取り組みなど）も取り入れた事業展開を図ります。

なお、入園者の最も多い夏季に地元各組織の協力を得てイベントを実施することと合わせ、引続き冬季の利用拡大を図るための取り組みを進めます。

(5) ふるさと振興等調査研究事業

- ・ 4年目を向える市民農園「京北ふるさと農園さんりょう」が、末永く親しまれご利用いただけるような魅力ある農園となるよう運営に努力するとともに、都市住民と地域住民の交流の懸け橋となる農園ならではの企画イベント等により、地域活性化に繋がる取り組みを引き続き展開します。
- ・ 18年度からの継続事業である定住促進事業に引き続き取り組むとともに、「(財)きょうと京北ふるさと公社空家情報提供マニュアル」に基づく空家情報の収集・提供と合わせて、農地情報を活用することにより都市住民の定住化を促進し、地域の活性化を推進します。
- ・ 各イベントにおいて「田舎ぐらし」や「市民農園」等アンケート調査を実施するなど、広く事業のPRを行います。

(6) 地域特産物開発研究事業

- ・ 地域特産物の開発に力を注いでいる各グループと連携し、新しい地域特産物開発試作に取り組み、試作品を「道の駅ウッディー京北」で積極的に取り扱います。
- ・ 京北産農産物を小学校給食等の食材として納入する等、「食育」と「地産地消」の取り組みを進めます。

(7) 地域担い手確保事業

- ・ 地域の高齢化や人手不足がますます顕著になる中、田舎の便利屋(人材登録者)による多種多様な作業を受託することにより、地域の要望に応え中高齢者の雇用拡大に寄与します。
- ・ 行政機関及び地域組織からの作業受託にも積極的に対応し、事業の一層の拡大を図ります。

(8) 地域交通事業

① 京北ふるさとバス運行事業

- ・ 道路運送法に基づく過疎地有償運送事業として京都市との連携のもと、地域運送事業として安全運行を基本に京北地域の生活交通の確保のため取り組みます。
- ・ 点呼執行者を配置しより安全な運行管理に努めます。
- ・ 地域住民にとって、より有効で効率的なバス運行を行うため、地域のニーズに応える運送事業に取り組みます。

② スクールバス運行受託事業

- ・ 京北地域児童生徒の通学及び教育活動のため、平成22年度も京都市教育委員会より全面委託を受け取り組みます。

(9) 緊急雇用対策事業

- ・ 「農山村 6 次産業化促進事業」  
昨年引続き平成 23 年度末まで、「京北の味プロジェクト」として京北地域の農作物を利用した地域の特産加工品の開発に取り組みます。
- ・ 「農業サポート人材対策事業」  
昨年引続き平成 23 年度末まで、農地の有効活用を促進するとともに、農地を守るための新たな担い手育成事業として取り組みます。

2. 収益事業

(1) 葬祭関連事業

- ・ 高齢化が一層進行し、住宅様式や住民意識が変化している京北地域の現状に鑑み、文化、風習と今日の生活実態との調和の取れた厳粛な中にも簡素な葬儀が執り行われることを目的に取り組みます。
- ・ 葬祭会場利用者からの要望に応えるため、マイクロバスによる火葬場への送迎を行います。